

監査公表第3号（平成24年5月8日、県公報第3392号）
新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告に基づき講じた措置（平成23年度）

24保総第89号
平成24年4月17日

福岡県監査委員 小串正伸 殿
同 進谷庸助 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 原竹岩海 殿

福岡県知事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年2月21日付23監一第590号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|---------|---|---|
| 保健医療介護部 | 生活保護費の支給において、 基準生活費の認定誤りにより支給不足となっていた。 1件 18,765円 | 生活保護費の支給不足18,765円については、平成23年12月27日に追加支給の措置を講じた。 今後は、チェック体制の強化等内部点検の改善を図り、再発防止に努める。 |
| | 生活保護費の支給において、 新規就労控除の適用誤りにより支給過となっていた。 1件 10,300円 | 過支給分については、生活保護法第63条により、返還処理を行った。 今後は、ケース審査のチェック体制を強化し、再発防止に努める。 |